

北海道選挙管理委員会告示第 49 号

衆議院小選挙区選出議員選挙と同時に行われる衆議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設ける。

令和5年6月22日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

市区町村名	開票区名	開票区の区域	摘要
札幌市	札幌市白石区 第一開票区	第5投票区から第31投票区 までの区域	衆議院小選挙区 北海道第3区
	札幌市白石区 第二開票区	第5投票区から第31投票区 までの区域を除く区域	衆議院小選挙区 北海道第5区